税

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧や固定資産課税台帳の閲覧と証明ができます

■土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧

土地や家屋の固定資産税の納税者は、自分の土地や家屋と市内の他の土地や家屋の価格を比較するため、無料で縦覧帳簿を縦覧することができます。

●縦覧期間　4月3日(月)～5月31日(水)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

●縦覧場所　市税課

●縦覧できる人

①市内に土地や家屋を所有している納税者及びその同居親族

②納税管理人

※来庁者の本人確認ができるもの(左記参照)の提示が必要です。

●帳簿の内容　**土地**➡所在、地番、地目、地積、当該年度の価格

家屋➡所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、当該年度の価格

※これらの土地・建物の帳簿には課税標準額を登載していません。

●その他

①個人情報保護のため、所有者の氏名、住所は縦覧帳簿に表示していません

②本人以外の評価内容や個人情報にかかわる質問にはお答えできません

③縦覧帳簿の複写や電話による縦覧内容の照会はできません

■固定資産課税台帳の閲覧と証明

閲覧や証明書の請求はいつでも可能ですが、平成18年度分の閲覧や証明書の交付が可能になるのは4月12日(水)からの予定です。閲覧手数料は平常1件100円で、縦覧期間中は納税者が閲覧(証明書の交付を除く)する場合のみ無料となります。

●請求場所　市税課

●閲覧できる人

①納税義務者及びその同居親族

②納税管理人

③借地借家人など(契約にかかる資産のみで、該当する資産の賃貸借契約書の提示が必要)

※いずれも閲覧資格を証明するものと来庁者の本人確認ができるもの(左上参照)の提示が必要です。

●証明がとれる人

①課税台帳の閲覧ができる人

②訴訟当事者など

※来庁者の本人確認ができるもの(左上参照)の提示が必要です。

■課税明細書について

課税対象となるすべての土地・家屋の評価額や課税標準額、筆・棟ごとの固定資産税・都市計画税相当額を記載した課税明細書は、名寄帳と様式が異なりますが、記載内容は同じで、その代用にもなります。

課税明細書の発送は、4月中旬の予定です。なお、今年は固定資産評価替年度にあたり、第1期納期は5月16日(火)～31日(水)となります。

■閲覧用「土地台帳」「家屋台帳」

●変更内容　土地台帳と家屋台帳から所有者の氏名と住所及び未登記家屋を削除します。なお、土地及び家屋の所有者は、名古屋法務局刈谷支局(刈谷市若松町1－46－1刈谷地方合同庁舎内／☎〈21〉0086)の登記事項証明で確認することができます。

※登記されている土地・家屋に限ります

■固定資産証明

●変更内容　左記の証明を代理人が申請する場合は、委任状が必要です。ただし、申請者本人が市内に在住し、代理人が本人と同じ世帯の親族の場合は不要です。

●新たに委任状が必要となる証明

市街化・調整区域証明(物件証明)、土地証明(車庫証明用)、家屋証明、諸証明

■名寄せ

●変更内容　改ざん防止用の用紙になり、これまで掲載されていなかった非課税物件も掲載されるようになります。

問い合わせ▶市税課

来庁者の本人確認をします

縦覧・閲覧・証明書の請求には、来庁者の本人確認のため、次の公的身分証明書などの提示が必要です。

①**来庁者が本人及び同じ世帯の親族の場合**➡運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、外国人登録証明書、国民年金手帳、健康保険の被保険者証などの身分証明書　※同じ世帯の親族が市外在住者の場合、委任状などが必要です。

②**来庁者が上記以外の場合**➡委任状、代理権授与通知書など本人から委任を受けたことを証明する書類(法人の場合は、代表者印を押印したもの)と、前記の身分証明書などが必要です。

※詳細は市ホームページでもご覧いただけます。

固定資産台帳閲覧・証明の取り扱いについて

個人情報保護などのため、4月3日(月)から、下記のとおり取り扱いを変更します。

情報と災害

問い合わせ▶防災室

11年前の「阪神・淡路大震災」では地震の直後に「地震再来流言」が広まりました。「大きな地震がまた襲ってくる」「震度6の大地震がもう一度起こる」といった深刻なデマが流れ、各地の気象台に問い合わせが殺到したのです。

アメリカにもデマに関する有名な話があります。1938年にオーソン・ウェルズのラジオドラマが引き起こした「火星人襲来」騒ぎです。このとき「宇宙戦争」という物語が放送されたのですが、ドラマを早のみ込みした人々が勘違いをしてパニックを起こしました。ただし冷静な聴取者もいました。断片的な情報をうのみにするのではなく、ほかのラジオの情報を聴いたり、知人に電話をしたりするなどして、二重、三重の確認をした人たちです。

現在、市では避難所や関連施設に地域防災無線のネットワークを構築しています。それ以外にも携帯電話を使った通信システム、ケーブルテレビやラジオ放送を使った広報システム、庁車を使っての広報活動など何通りもの方法で皆さんへ情報を発信していきます。

もちろん災害情報は、行政だけでなく警察、消防、テレビ局、新聞社などにも同時に配信され、それぞれが多様な手段で住民に災害情報を伝達していきます。ただし、情報は伝言ゲームと同じで、中間に媒体が入れば入るほど、もれや誤りが出る危険性が高まります。これを回避するためにも情報の入手先・確認先を多く作っておくことが大切なのです。

そして情報の受け手である皆さんも、情報の内容を何度もチェックすることによりデマや流言に惑わされることなく、適切な災害対応をするよう心がけましょう。

災害情報をいち早くお知らせします

所得税と市県民税の申告期限は3月15日(水)です！

申告の期限が迫ってきました。まだ申告が済んでいない人は、お早めにお願いします。

●提出は郵送でもできます

確定申告書の場合➡刈谷税務署(〒448－8523刈谷市若松町1丁目46番地1)へ郵送してください

市県民税の申告書の場合➡申告書に同封された返信用封筒をご利用ください

●下記の申告は刈谷税務署・碧南市文化会館へ

※開設期間は3月15日(水)までです。

①営業等所得、農業所得(お知らせ額の人を除く)、または不動産所得がある場合

②住宅借入金等特別控除を申告する場合

③土地、家屋、株式等の譲渡所得、先物取引による雑所得がある場合

④贈与税、相続税、消費税を申告する場合

●市役所会場で確定申告をする場合

申告書の第2表を記入した人から順に番号札を配り、受け付けを行います。申告相談会場は大変混雑していますので、「申告書の手引き」や昨年の控えを参考にして、事前に記入をお願いします。なお、3月16日(水)以降は、市役所では確定申告の受け付けができませんので、刈谷税務署へお出かけください。

問い合わせ▶刈谷税務署(☎〈21〉6211)または市税課

刈谷税務署ホームページ　http://www.nagoya.nta.go.jp/kariya

募集

親子圏域めぐりの参加者を募集します

境川浄化センター

安城・碧南・刈谷・知立・高浜の5市で構成している「衣浦東部広域行政圏」を広く皆さんに理解していただくため、バスで施設などを見学する親子圏域めぐりを行います。

●とき　3月29日(水)午前9時～午後4時30分

●ところ　市役所西会館駐車場(旧市婦人会館前)集合➡九重味淋(株)(みりんの専門博物館)見学➡へきなんたんトピア(電気の実験・発電所)見学➡境川浄化センター(下水道処理施設)見学➡(株)キャッチネットワーク(放送施設)見学

●定員　小学生とその親40人

●参加費　無料(昼食と飲み物は各自で用意)

●申し込み　3月7日(火)午前9時から電話で企画政策課へ

問い合わせ▶企画政策課